

「横浜市立南中学校いじめ防止基本方針」

平成26年3月31日策定

平成29年12月22日改定

平成31年 3月19日改定

I いじめ防止に向けた学校の考え方

1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

2 いじめ防止に向けての基本理念

いじめは決して許されないことである。しかし、どの学年でもどの学級でもどの集団でも起こり得るとの認識に立ち、生徒の心情を尊重し、教職員・保護者・地域・関係諸機関が一丸となっていじめの未然防止に努める。

【具体的な方針】

- (1) 豊かな人間関係を基盤とした誰もが安心して生活できる学校風土づくり
- (2) 教職員と生徒との信頼関係に基づいた何でも言える、何でも相談できる人間関係の構築
- (3) 保護者・地域、関係諸機関との連携体制の確立

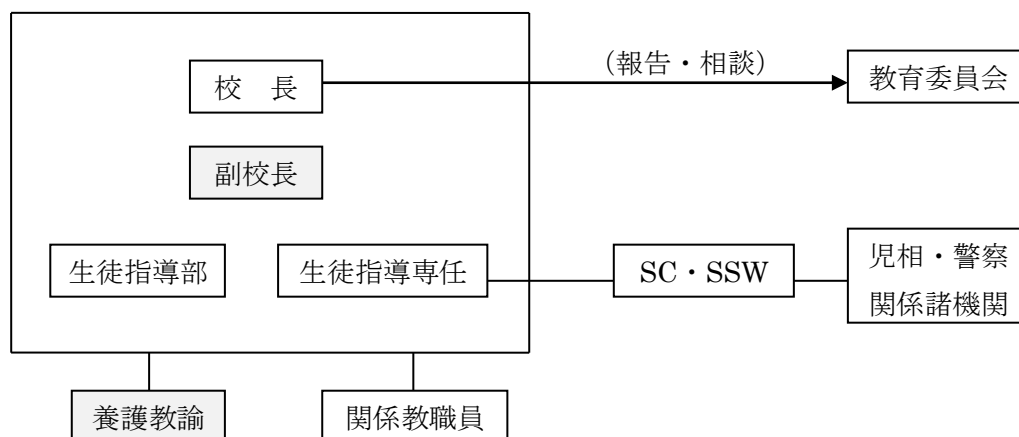
II 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

1 横浜市立南中学校に「いじめ防止対策委員会」を設置する。

いじめ防止対策委員長は校長とする。

2 組織の構成

【組織概念図】



※必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。

3 組織の役割

- (1) いじめの未然防止に関する計画・指導方法の立案と実施
- (2) いじめの早期発見のためのアンケート、相談、聞き取りの立案と実施
- (3) いじめ発生時の調査・対応・記録及び関係機関との連携

- (4) いじめを受けた生徒に対する支援、行った生徒に対する指導、保護者との連携など組織的対応
- (5) 重大事態に際する調査・報告
- (6) いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正

4 組織の運営

- (1) いじめ防止委員会は月1回定期的に開催するほか、いじめの疑いがある際にも直ちに開催する。
- (2) 校長は学校としての組織的対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

Ⅲ いじめ防止及び早期発見のための取組

1 いじめの防止

<教師としての取組>

- ・あらゆる教育活動の場面で「誰もが安心して豊かに」学校生活が送れるように指導し、いじめを許さない学校風土をつくる。
- ・わかる授業に実現を図り、生徒が主体的に学習し、学びあう授業づくりを目指す。
- ・体育祭、文化祭などの行事や部活動において適切な人間関係の確立、自己有用感の醸成に努める。

<生徒会としての取組>

- ・月1回行う全校評議会において（各クラスの総務委員一名、生徒会本部役員（各専門委員長含む））、各学級の様子の報告を行い、課題を生徒全員で共有し改善策を考える。

<道徳>

- ・「個性や文化の違いを認め合う人権教育」や「人権作文」「国際平和スピーチコンテスト」の取組を通して、自分たちの生活の中にあるいじめについて考え、よりよい人間関係の確立を目指す。また、いじめが実際に起こった場合には生徒指導部と連携し、再発防止のための道徳の授業を取り入れていく。

2 いじめの早期発見

- ・朝の打ち合わせ、学年会、生徒指導部会等で情報共有を推進し、いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくりの確立
- ・定期的なアンケート、全市一斉のアンケート（いじめ解決一斉キャンペーン）の実施
- ・定期的な教育相談、三者面談の実施
- ・インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育の推進

3 いじめに対する措置

- ・いじめの疑いがあった段階から特定の教員で抱え込まず、学年会やいじめ防止対策委員会に報告し、速やかに情報共有、対応方針の決定など、組織的な対応を始める。
- ・速やかに事実確認を行い、被害生徒及び保護者への支援、加害生徒及び保護者への指導・支援を行う。
- ・被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害生徒を指導する。
- ・加害生徒に対して謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- ・状況によって警察署等関係機関、専門機関との連携を適切に図る。

4 いじめの解消

- ・次の2つの要件が満たされているとき、いじめが解消したと考える。

- ①いじめの行為が少なくとも3ヶ月止んでいること
- ②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

5 研修等の実施

- ・生徒理解研修を推進する。
- ・いじめ防止、対応に向けた校内研修を充実する（教職員向け手引きの活用等）。

6 まちとともに歩む学校づくり懇話会、学校・家庭・地域連携事業等の活用

- ・いじめの問題や学校が抱える課題に対し、個人情報に配慮しながら情報を保護者、地域等と共有し、保護者、地域等と協働して対応できるように努める。

7 年間計画

月	内 容
4月	いじめ防止対策委員会（今年度の活動方針の確認）、共通理解研修
6月	いじめ防止対策委員会、地区懇談会、全職員による教育相談① 全校道徳「個性や文化の違いを認め合う人権教育」 まち懇、学校・家庭・地域連携事業実行委員会総会
7月	いじめ対策防止委員会、三者面談①、全校道徳「人権作文取組」 よこはま子ども国際平和スピーチコンテスト、愛のパトロール（商店街縁日）
8月	愛のパトロール（商店街縁日）、全職員による教育相談②、全職員による学習相談
9月	いじめ防止対策委員会、全職員による学習相談、生活意識アンケート
10月	いじめ防止対策委員会、学校を開く週間
11月	いじめ防止対策委員会、人権研修会、朝読書
12月	三者面談②、いじめ解決一斉キャンペーンアンケート、全校道徳「人権作文朗読会」
1月	いじめ防止対策委員会
2月	いじめ防止対策委員会、全職員による教育相談③、まち懇実行委員会
3月	いじめ防止対策委員会（今年度の反省及び次年度に向けて）

※随時、「サイバー犯罪防止教室」・「非行防止教室」・「生徒会中心に朝のあいさつ運動」・「学級担任及び、専任、養護教諭、スクールカウンセラーを主とした教育相談」を行う。

IV 重大事態への対処

1 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条によるいじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

2 報告

重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。

3 調査・報告

「いじめ防止対策委員会」を中核として、直ちに対処するとともに、再発防止も視点においた調査を実施する。調査結果を教育委員会に報告する。

4 児童生徒・保護者への報告

いじめを受けた生徒や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する。

V その他

必要があると認められた際には、いじめ防止基本方針を改定し、あらためて公表する。